

## 優遇プログラムサービス規程

制定 令和3年9月25日

### （目的）

第1条 この規程は、優遇プログラムサービスを提供することを目的とする。

### （内容）

第2条 「優遇プログラムサービス」（以下「当サービス」という。）は、佐賀県農業協同組合（以下「当組合」という。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」という。）を設定し、ステージに応じて手数料等の優遇を提供するサービスである。

### （対象）

第3条 対象は当組合と取引のある個人に限る（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とする）。

### （開始時期）

第4条 本サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始する。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合がある。

### （得点・ステージ）

第5条 サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用する。

②お客様に適用するステージは、毎月25日に更新する。

③得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとする。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されない。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。	100
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	100
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	100

ローン残高 500万円以上	当組合所定のローンを月末時点で合計500万円以上利用されていること。	60
ローン残高 500万円未満	当組合所定のローンを月末時点で合計500万円未満利用されていること。	60

④手数料等の優遇は原則サービス提供時点のステージに応じて提供する。

⑤各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次の通りとする。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	60点以上	100点以上

（優 遇）

第6条 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、優遇サービスが受けられないことがある。

- お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、優遇サービスが受けられないことがある。
- 優遇内容、優遇期間については次の通りとする。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせする。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
ATM入出金 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間にコンビニATM（セブン銀行、ローソン銀行、イーネット）で入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数までATM入手金手数料が無料となる。	なし	1回 まで	3回 まで

（本支店間の得点引継ぎ）

第7条 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引継ぐ。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行わない。

- お客様の都合で取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合がある。
- 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合がある。

（変更・終了）

第8条 当組合の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または本サービスを

終了することがある。

1 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがある。

- (1) お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合
- (2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合
- (3) すでに利用されているローンを延滞されている場合
- (4) 契約者本人が亡くなった場合
- (5) 金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

（免責事項）

第9条 災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負わない。

（改 廢）

第10条 この規程の改廢は、組合長の決裁を経なければならない。

附則

この規程は、令和3年9月25日より実施する。